

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日に當るときは、その翌日)

鳥取県告示第四百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------|--------------------------------|-------------|
| 大谷整形院 | 鳥取市正蓮寺駿崎四二一 | 昭和四十九年四月十五日 |
| 松浦診療所 | 米子市東町一一一 日野郡江府町小江尾 一、九四四 | 一日 |
| 江尾診療所 | " | |

◇ 告示

◇ 告示 保険医療機関の指定

保険医の登録(二件)

健康保険法等に基づく現物給与の標準価格

解除予定の保安林にする旨の通知(二件)

保安林の指定の解除

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

国有財産の用途廃止

選挙管理委員会の招集

鳥取県告示第四百三号

参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画

◇ 人委規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部

◇ 訂正

昭和四十八年十一月鳥取県告示第九百九号中訂正 昭和四十九年四月三十日付鳥取県公報号外第三十三号中

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|-------|-----------|-------------|
| 田部俊比古 | 鳥医第一、八七六号 | 昭和四十九年四月十五日 |
| 星島説夫 | 鳥医第一、八七七号 | 昭和四十九年四月十七日 |

鳥取県告示第四百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年五月四日

| 氏名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|------|-----------|-------------|
| 二宮哲博 | 鳥医第一、八七八号 | 昭和四十九年四月十九日 |
| 門脇重成 | 鳥医第一、八七九号 | 昭和四十九年四月十九日 |

| | | |
|---------|------------|-------|
| 一 食事の給与 | 一人一月につき | 七千五百円 |
| | 一人一日につき | 二百五十円 |
| 二 住宅の給与 | 朝食一食につき | 七十円 |
| | 昼食一食につき | 八十円 |
| 三 被服の給与 | 夕食一食につき | 百円 |
| | 畳一畳一人一月につき | 二百五十円 |

鳥取県告示第四百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二条第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)第二十五条及び日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価格を

次のとおり定め、昭和四十九年五月一日から適用し、昭和四十八年五月鳥取県告示第三百六号(健康保険法等に基づく現物給与の標準価格について)は、昭和四十九年四月三十日限り廃止する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二四〇の二(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字穴鴨字余川谷一二九六の六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由
林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開三 二六の一、字新開四 五三の一、五一の一、五〇の一、字新開五 五七の一、五六の一、五四の一、字新開六 六九の一(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由
道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九号

昭和四十九年三月十一日付けで西伯郡大山町豊房二〇四六番地六九三好武男ほか十四人の者から申請のあつた香取土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し

- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年五月七日から二十日間とする。
- 三　縦覧に供する場所
名和町役場
中山町役場
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十号

昭和四十八年十月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（上野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

- 一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年五月七日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十一号

昭和四九年二月十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（西今在家地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事　平　林　鴻　三

- 一　縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和四十九年五月七日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四　異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取市役所

昭和四八年十月十六日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（奥崎地

区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年五月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年五月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 許可番号

昭和四十八年十一月二十八日 鳥取県指令受都計第八百五十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字秋里田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

組合長理事 加藤重蔵

鳥取県告示第四百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

昭和四十九年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

鳥取県知事
平林鴻
昭和四十九年第八回鳥取
昭和四十九年五月四日

昭和四十七年六月二十七日 烏取県指令受都計第千三百九十二号
開釜又或之含まざる也或の名尔

日時 昭和四十九年五月九日 午前十一時

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第二応接室

一議題 參議院議員通常選挙について

清江先生詩卷之三

烏聯市農業協同總會

組合長理事

加藤重藏

鳥取県告示第四百十六号

運輸省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年五月四日から用途廃止

昭和四十九年五月四日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

場所 平面積用途

境港市岬町四五〇三番地先

昭和四十九年五月四日
鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

前

二 日時 昭和四十九年五月九日 午前十一時
一 場所 鳥取市東町一丁目三〇五番地

鳥取県自治会館中会議室

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画に関して意見をきくので、次とのおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の參集を求める。

人事委員会規則

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年五月四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十二の表中

| | 短大卒 | 大学卒 |
|-----|-----|-----|
| 高校卒 | ○ | ○ |
| | | |

を

| 高 | 短 | 大 |
|---|---|---|
| | | |

に改める。

| | | |
|--------|--------|--------|
| 校卒 | 大卒 | 学卒 |
| | | |
| ○ | ○ | ○ |
| 別に定める。 | 別に定める。 | 別に定める。 |

正 段 行

誤

正

昭和四十八年十一月鳥取県告示第九百九号（解除予定の保安林）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

六 下 七八 二五の四、二五の四〇（二五の四（次の図に

以上三筆について、次の
図に示す部分に限る。）、二五の四〇
示す部分に限る。）、二五の四〇

昭和四十九年四月三十日付鳥取県公報号外第三十三号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正 段 行
二 上 終わりから九 第七号

正
第十号